

令和7年度米国市場における訪日旅行プロモーション業務委託仕様書

1 委託事業名

令和7年度米国市場における訪日旅行プロモーション業務委託

2 業務目的

日本政府観光局（JNTO）によると、令和7年1月から6月の訪日外客数の累計は21,518,100人となり、前年同期比で21%の伸び率を記録、過去最速となる6か月で20,000,000人を突破した。中でも米国からの同期間における訪日外客数は1,701,300人で、前年同期比で26.7%と全体の伸び率を上回る数字を記録している。米国からの訪日観光客は、滞在日数が多い特徴を有しており、観光消費額についても訪日外国人平均を上回る状況である。

こうしたことから、富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会（以下「協議会」という。詳細は、別紙1「対象エリア」を参照）では、米国市場からの更なる誘客に向け、テーマ性の高い旅行商品の造成や現地旅行会社へのセールスコール等のプロモーション事業を実施することで協議会エリアの認知度の向上と誘客促進を図る。

3 対象市場

米国

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

5 委託業務内容

（1）旅行商品の造成と販売【企画提案事項：ア】

ア 対象市場の高付加価値旅行者に向けて対象エリアの特徴を活かしたテーマ性の高い商品（例：自然、アドベンチャー、食、歴史、文化等）を5種以上考案し、現地旅行会社等による販売を行うこと。

イ 「令和6年度米国市場における訪日旅行プロモーション業務」において造成した下記の商品5種を発注者と協議の上、見直しを行い、5（1）アと併せて販売を行うこと。

（ア） 自然の恵みとアドベンチャーを満喫

<https://www.jtbusa.com/tour/TourDetail.aspx?TourID=2893&TourDate=20250409>

（イ） 世界遺産と旬の味覚を楽しむ旅

<https://www.jtbusa.com/tour/TourDetail.aspx?TourID=2895&TourDate=20250409>

（ウ） 絶景と温泉で癒しの旅

<https://www.jtbusa.com/tour/TourDetail.aspx?TourID=2896&TourDate=20250409>

（エ） 歴史ある街々と恵まれた自然の旅

<https://www.jtbusa.com/tour/TourDetail.aspx?TourID=2898&TourDate=20250409>

(オ) 山と海と古き良き日本の町並みを巡る旅

<https://www.jtbusa.com/tour/TourDetail.aspx?TourID=2897&TourDate=20250409>

ウ 契約期間における旅行商品の販売実績等を報告すること。

(2) ランディングページの運用【企画提案事項：イ】

既設のランディングページ (<https://www.jtbusa.com/fujihakoneizu/>) の修正、更新を行うこと。

※既設のランディングページの修正、更新に際し、費用が発生する場合は、受注者がJTB USA に対して支払うこととし、その経費は委託料に含めること。

なお、ランディングページを新たに作成することも妨げないが、新たに作成する場合には、10 月末を目途に稼働させること。

ア 既設のランディングページを分析し、その改善策を含めた基本的な考え方及び具体的な修正案を提案すること。

なお、新たにランディングページを作成する場合には、概要、設置場所、運営方法等について具体的に提案すること。

イ ランディングページには5 (1) において企画造成する全ての商品を掲載し、それぞれの商品についても専用ページ等を作成し、掲載すること。

ウ ランディングページの効果的な活用・運用手法、掲載期間等について具体的に記載すること。

エ 発注者からの指示により、随時、コンテンツの追加等を行うこと。

オ ランディングページの閲覧数 (PV 数) 等について報告すること。

(3) 現地旅行会社等へのセールスコール【企画提案事項：ウ】

米国現地の旅行会社に対し、対象エリアの観光情報やコンテンツを売り込むためのセールスコールを行うこと。

ア セールスコールは本事業の実施期間を通して 50 社以上に対して行うこと。

イ 上記、旅行会社等 50 社以上については選定理由を含めて具体的に提案すること。

ウ セールスコールの実施計画について具体的な時期や手法などを提案すること。

エ セールスコールの実施内容については期間中、毎月報告を行うこととし、報告の手法について記載すること。

(4) その他独自提案【企画提案事項：エ】

上記 (1) ～ (3) に資する相乗効果の高い取組 2 種について提案を行うこと。

ア 提案する取組は実施内容やその結果が具体的に測れるものとする。

イ 提案は 2 種とも本事業の実施期間内に終了すること。

ウ 実施時期、実施場所、実施回数、対象規模など具体的な内容について提案すること。

6 成果目標

上記 5 (1) ～ (4) について、次のとおり成果目標を設定すること。また、契約期間満了までの目標達成に向けた業務実施に努めること。

- ア 新規造成商品数 : 5 種以上
- イ 旅行商品の販売実績
- ウ ランディングページの閲覧数 (PV 数)
- エ 旅行会社等セールスコール件数 : 50 件以上
- オ その他独自提案 : 提案する 2 種について独自の数値設定を行うこと

なお、イとウについては、具体的な数値を提示の上、発注者と協議し決定すること。

7 実施概況の報告

上記 5 (1) ~ (4) については、受注者は、原則として月 1 回 (発注者が求めた場合には随時) オンラインミーティングを開催し、発注者に対し、業務の実施概況の報告を行うこと。また、必要に応じてミーティング資料 (打合せ記録等) を作成すること。

8 事業の進め方

- (1) 受注者は、事業の実施にあたって発注者と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、事業の進め方について調整等の必要性や疑義が生じた場合についても、その都度双方が十分に協議・検討を行った上で実施していくものとする。
- (2) 発注者からの問合せに対し、受注者は、迅速に連絡が取れるようにすること。
- (3) 受注者から発注者への確認期限については、十分な期間を設けること。

9 成果物 (報告書) の提出

- (1) 受注者は、委託業務が完了したときは、契約期間終了日までに、次の内容を記載した業務報告書 (任意様式) を提出すること。また、提出の際は、別紙 2 「業務完了届」 も併せて提出すること。

- ア 各業務の概要
- イ 成果物 (作成した資料等)
- ウ 各業務に関する現状の分析や課題、その解決策
- エ 成果目標における進捗状況、今後の展望
- オ その他報告すべき事項

- (2) 作成及び提出方法

- ア 紙媒体

富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会 (神奈川県、静岡県、山梨県) 各 1 部
合計 3 部

※ A 4 判カラー 40 頁程度に出力すること。

- イ 電子媒体

富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会 (神奈川県、静岡県、山梨県) 各 1 部
合計 3 部

報告書等の電子データ（P D F、Microsoft Word2016、Microsoft Excel2016、Microsoft Power Point2016 のうち編集可能ないずれかのファイル形式）で作成し、電子メール又はC D－R等の電磁的記録媒体により提出するものとする。

事業概要資料を、A 4 判カラー 1 枚で出力できるように編集すること。

（3）提出期限

令和 8 年 3 月 19 日（木）17 時まで

10 再委託が必要な場合の取扱いについて

- （1）受注者が、業務上の必要性により委託業務の一部を再委託する際は、企画提案時に再委託する業務、相手方等を明らかにし、契約締結後に発注者に届出をし、書面により承諾を得ること。
- （2）再委託する業務、相手方等に変更がある場合は、受注者は、その都度、発注者の承諾を得ること。
- （3）作業責任者の業務については、再委託してはならない。

11 その他

（1）委託事項の遵守・守秘義務

ア 受注者は、本委託業務の実施に当たって、関係法令、条例、規則等を十分に遵守すること。

イ 受注者は、本委託業務の実施により知り得た業務の内容を第三者に漏らしてはならない。

（2）個人情報の保護

別添「個人情報保護に関する特記事項」を遵守すること。

- （3）委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。

- （4）各種権利に関する確認や登録商標に関する確認（権利侵害の有無等）は、受注者が行うこと。

- （5）成果物に係る一切の権利は、発注者に帰属するものとする。成果物に第三者の著作権等が含まれている場合、当該著作物等（当該著作物等を改変したものを含む。）の著作権等は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、協議会はこれを無償で永久的及び非独占的に使用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行う。

- （6）本仕様内容の遂行に必要な人員、機材等については、受注者が手配する。受託業務の実施にあたっては、発注者との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整え、経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこととする。

- （7）本仕様書に定めのない事項や、本仕様書によりがたい事項が発生した場合は、その都度、協議の上、対応する。

対象エリア

県名	対象エリア
山梨県	甲府市、富士吉田市、山梨市、北杜市、笛吹市、甲州市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
静岡県	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、御殿場市、富士市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、小山町
神奈川県	横浜市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、箱根町、湯河原町

(別紙 2 様式)

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会会長 殿

(受託者)

所在地：

法人名：

代表者（職・氏名）： 印

次のとおり、業務を完了しましたので報告します。

受託業務名	令和 7 年度米国市場における訪日旅行プロモーション事業業務委託
受託年月日	
受託金額	
受託期間	
完了年月日	
特記事項	

※ 本件にかかる責任者及び担当者の役職、氏名及び連絡先記載の場合、代表者印の

押印省略可能